

**目黒区環境基本計画及び目黒区地球温暖
化対策地域推進計画の改定に向けた
基本的方向について
答申**

2022（令和4）年10月

目黒区環境審議会

I 目黒区環境基本計画の考え方

1 計画改定の背景

環境問題は、地球温暖化の影響による気温の上昇や集中豪雨・山火事の増加、大気・水・土壌汚染や廃棄物の問題、生物多様性の保全、海洋プラスチック問題等、身近なものから地球規模に至るものまで、さまざまなレベルで顕在化しています。

いずれも、私たちの暮らしに係る課題であり、一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進め、区民・事業者・区民団体・区など多様な主体のパートナーシップのもと協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

目黒区では、区の環境保全の基本的考え方を明らかにし、環境施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、2000（平成 12）年 12 月に「目黒区環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、「目黒区環境基本計画」を策定して環境の保全に関する様々な施策を進めてきました。また、地球温暖化問題については、「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス削減に向けた具体的な取組を進めてきました。

近年、地球環境をめぐる社会情勢に大きな変化があり、特に国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。目黒区でも 2022（令和 4）年 2 月 1 日に 2050 年の二酸化炭素排出量を実質ゼロ（脱炭素化）とするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明しました。

2017（平成 29）年 3 月に改定した「目黒区環境基本計画」から 5 年が経過し、また、2014（平成 26）年 3 月に策定した「目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）」の計画期間が終了することから、区では環境政策に関する動きや経済・社会の状況の変化に対応するとともに、目黒区ゼロカーボンシティの実現に向けて「地球温暖化対策地域推進計画」を含めた「目黒区環境基本計画」を改定することとしました。

2 計画改定にあたっての視点

計画改定にあたっては環境分野をはじめとする社会経済状況を踏まえ、以下の視点を持つことが望ましいと考えます。

①2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた計画

昨今の気候変動を取り巻く社会情勢を気候変動危機ととらえ、2050 年のゼロカーボンシティ実現に向けた未来戦略を示し、2030 年までを重要な取組加速期間として位置付け、対策の強化を図ります。また、中長期的な視点から、二酸化炭素排出削減量等の新たな目標設定を行い、2030 年、2050 年に向けたロードマップを示します。

区民・事業者を計画の担い手として位置付け、脱炭素型の日常行動・経済活動が習慣として定着するよう、行動変容を促進する計画とします。

また、グリーン成長戦略^{※1}、コロナ禍からのグリーン・リカバリー^{※2}など、コスト削減から成長戦略としての気候変動対策の視点を盛り込みます。

※1 グリーン成長戦略とは、温暖化対策を積極的に行うことで、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がっていく考え方を基にした産業政策のこと。2021（令和 3）年 6 月には「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。

※2 グリーン・リカバリーとは、新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、気候変動対策や生物多様性など環境に配慮した投資を行うことで経済回復を目指す景気刺激策のこと。

②気候変動に適応するレジリエント^{※1}なまちづくり

区民・事業者の安全・安心な生活や経済活動を守るため、自然災害や健康被害などの目黒区における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応できるよう、グリーンインフラ^{※2}や自立・分散型のエネルギーなども有効に活用するレジリエントなまちづくりの方向性を盛り込みます。

※1 レジリエントとは、弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（しなやかさ）を持った「まち」のことをいう。

※2 グリーンインフラとは、自然環境がもっている多様な機能（生物多様性保全、気候変動影響の緩和、レクリエーションなど）をインフラとして積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。例えば、屋上緑化や敷地内の緑化を行うことで、ヒートアイランド対策や雨水の貯留効果による水害の予防、さらに地域に住む人の癒しや賑わいを生む等の効果を得ることができる。

③SDGsの環境・経済・社会の統合的な課題解決に向けた計画

環境対策は、温室効果ガスの排出削減や緑地の保全、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災や経済活性化など、地域の経済や社会などの様々な課題解決へとつながり、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも寄与します。複数の異なる課題の解決へとつながる部門横断的な施策を計画内に盛り込み、区、区民・事業者等の各主体が共有・連携のもとで取り組んでいきます。

3 次期計画の構成の考え方

①目指すべき環境像の承継

2021（令和3）年3月に策定した「目黒区基本構想」において、およそ20年先に目指す「まちの将来像」を『さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる』を掲げ、将来にわたり社会や環境が目まぐるしく変化する中であっても、地域で暮らす人や働く人、学ぶ人はもちろん、訪れる人も、誰にとっても、いつでも、いつまでも「心地よい」と感じることができるまちを目指すこととしています。また、同構想に掲げられた5つの基本目標のうち、「基本目標4 快適で暮らしやすい持続可能なまち」と「基本目標5 安全で安心に暮らせるまち」が環境分野に関わるものとなっています。

次期計画では、前計画の環境像を承継し、「目黒区基本構想」を踏まえた長期的な視点のもとに『地域と地球の環境を守りはぐくむまち—めぐるからの挑戦—』を目指すべき環境像として定め、環境への負荷が少ない社会づくりを引き続き推進していくことが望ましいと考えます。

②「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び新たに策定する「地域気候変動適応計画」の環境基本計画への包含

施策の重複記述及び施策の評価の重複を避けるため、気候変動対策の方向性を環境基本計画に一元化します。そのため、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）である「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」及び新たに策定する気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を環境基本計画のなかに包含することが望ましいと考えます。

4 計画の目的と位置付け

本計画は、目黒区環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、同条例第 3 条に掲げられた基本理念を実現するため、環境に関する長期目標と施策の方向を示し、区民、事業者、区のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。

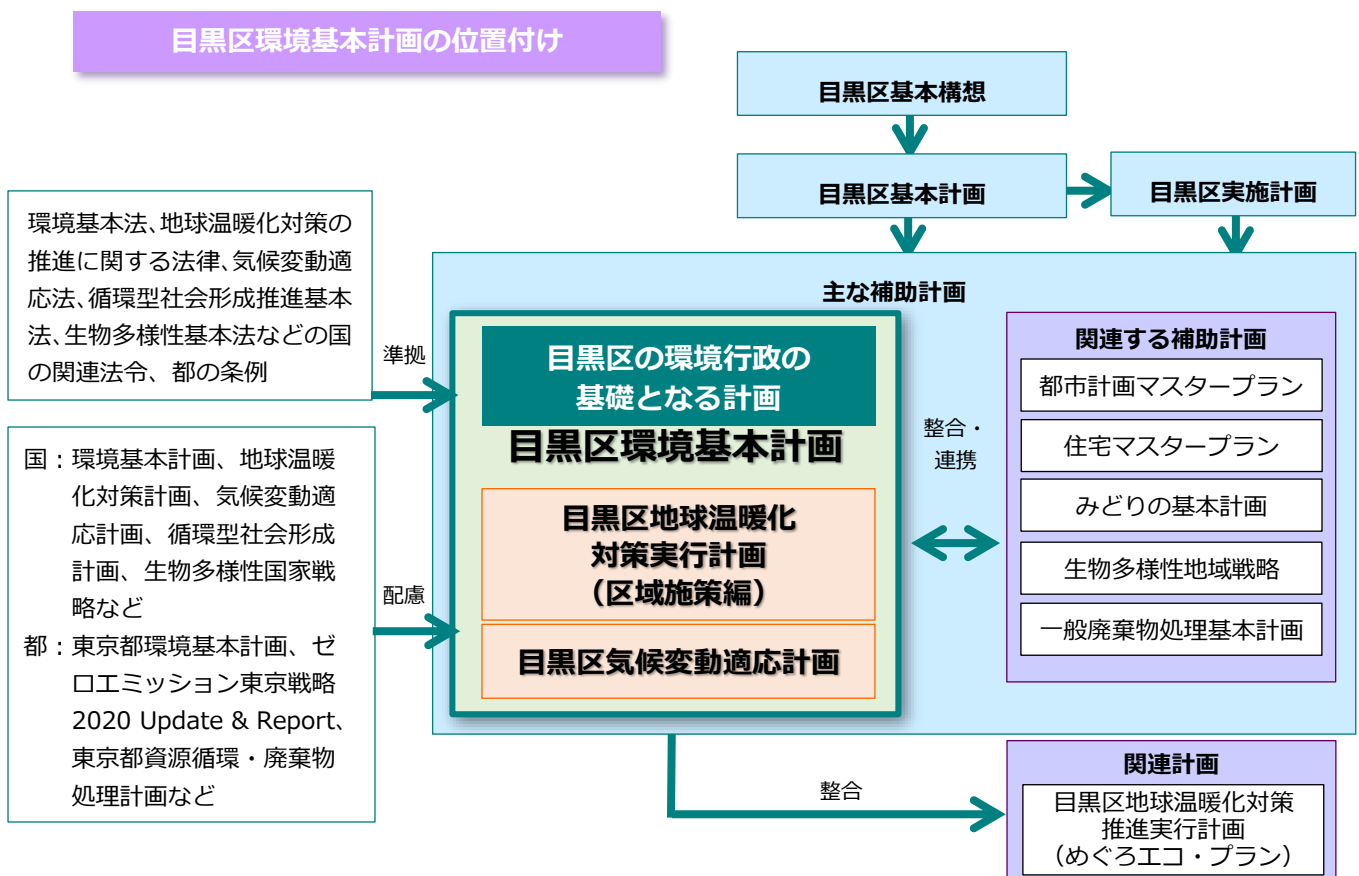
区の最上位計画である「目黒区基本構想」に掲げる将来像「さくら咲き 心地よいまち ずっとめぐろ」を環境面から実現する、目黒区の環境行政の基礎となる計画で、「目黒区基本計画」の補助計画として位置付けられます。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「目黒区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画として位置付けます。

本計画の策定にあたっては、国や都の環境に関連する法律や計画に配慮するとともに、区が策定する環境に関連する補助計画などと整合を図りました。

また、本計画の推進にあたっては、SDGs の達成に貢献し、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

計画の具体化は、「目黒区実施計画」又は、各年度の予算によるものとします。



5 計画の期間

本計画の期間は、「目黒区基本計画」の政策を反映するため、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。なお、社会状況の変化等に応じて、概ね5年を目途に中間見直しを行います。

6 計画の対象範囲

本計画は、区を取り巻く社会情勢の変化、国や都の環境施策等を踏まえ、次に掲げる分野を対象範囲とします。

対象とする地域は目黒区全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や都、他の地方自治体等と協力しながら取り組むものとします。

＜脱炭素社会、気候変動への適応＞

省エネルギー、再生可能エネルギー、脱炭素型まちづくり、気候変動への適応 など

＜循環型社会＞

ごみの発生抑制・資源の再使用・資源の再生利用（3R）、資源循環、食品ロスの削減、プラスチックごみの削減 など

＜自然共生社会＞

みどり・水辺、生物多様性、水循環 など

＜生活環境＞

公害防止、まちの美化、身近な生活環境問題 など

＜環境教育・環境学習・環境活動＞

環境教育・環境学習、環境活動、パートナーシップ、環境情報 など

7 計画の担い手

本計画は、区民、事業者、区がそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する取組を推進するとともに、これらの担い手のパートナーシップにもとづく協力・連携により、区の目指すべき環境像の実現に向けた取組をより効果的に進めていきます。

＜区民＞

- 日常生活において、環境に配慮した取組を実践する。
- 区や事業者とのパートナーシップでの取組に参加・協力する。

＜事業者＞

- 事業活動において、環境負荷の低減に努め、環境に配慮した取組を実践する。
- 区や区民とのパートナーシップでの取組に参加・協力する。

＜区＞

- 区の事務事業における環境に配慮した取組を積極的に実践する。
- 本計画の施策の確実な推進と進行管理を行う。
- パートナーシップでの取組推進のための基盤整備を行う。

II 目黒区の環境の今と未来

改定計画の基本的方向の検討に先立ち、目黒区のこれまでの施策の取組状況を踏まえ、現行計画の評価を実施しました。評価結果を踏まえたうえで、それぞれの分野における現状と課題を以下のように整理し、基本方針の考え方・2032年に目指す姿、施策の基本的方向をまとめました。

1 カーボンニュートラルの未来をつくる

<現状と課題>

① エネルギー消費量削減対策の強化

目黒区の2019（令和元）年度のエネルギー消費量は、2002（平成14）年度をピークに減少傾向にあります。区全体のエネルギー消費量の4割を占める家庭部門の減少率は他と比較しても低い状況です。世帯当たりのエネルギー消費量についても減少していますが、今後も継続して世帯数の増加が見込まれるため、世帯増加率以上の削減対策が必要となっています。

これまで、家庭・事業所における省エネルギー行動の促進などに取り組んできたことにより、省エネルギー行動が日常的な取組として定着してきています。しかし、省エネルギー行動からの削減効果だけでは、カーボンニュートラルの達成は難しいことから、エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入の促進、住宅や建物の省エネルギー化に向けた支援など、よりエネルギー消費量の削減効果の大きい取組についても普及・啓発や支援を行っていく必要があります。

② 再生可能エネルギーの積極的導入・活用の推進

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換を推進していくことが必要です。

目黒区では、2020（令和2）年度までに8,657kW[※]の再生可能エネルギーが導入され、年間11,795MWh[※]の電力量が賄われていますが、これらは区域の電気使用量の1%程度となっています（除くFIT未接続分）。目黒区における電力の再生可能エネルギーの最大限の導入ポテンシャルは、設備容量で363,072kW[※]あり、カーボンニュートラルの実現のためには、可能な限り再生可能エネルギーを導入していくこととなります。

太陽光などの再生可能エネルギーについては、蓄電池システムと組み合わせることで、災害時における自立分散型の緊急用電源としても活用できます。災害に強いまちづくりを進めるうえでも、公共施設はもとより、住宅や建物への導入を促進していくことが有効です。

※出典：環境省「自治体再エネ情報カルテ」

③ 再エネ電気調達、他自治体との連携によるゼロカーボン対策の推進

目黒区の再生可能エネルギーによる年間発電電力量の最大限のポテンシャルは489,797MWh[※]ですが、区の特長上、区内に設置された再生可能エネルギーで区域の電気使用量を100%賄うことは難しくなっています。電力、ガスなどのエネルギー消費量は削減できるもののゼロにはならないことから、使用せざるを得ないエネルギーについては、再生可能エネルギー由来のものに変えていく必要があります。これまで、再生可能エネルギーは価格的に高いイメージがありましたが、グループ購入などにより価格が抑えられた再エネ電力も販売されており、利用に向けた啓発の実施が有効です。

再生可能エネルギーに代替出来ない燃料については、カーボンオフセットで温室効果ガスの排出量を相殺することで、カーボンニュートラル達成が可能となります。2050年のゼロカーボンシティ実現を目指して、広域連携などによる多様な手法を検討していく必要があります。

※ 出典：環境省「自治体再エネ情報カルテ」

④ 気候変動適応策の取組の強化

目黒区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに、ヒートアイランド現象や熱中症・感染症予防、都市型水害への対策など「適応策」も推進しています。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる都市型水害のほか、スーパー台風など強度の強まった台風による暴風雨や土砂災害の発生、猛暑日の増加に伴う熱中症の増加や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大等も想定されています。そのため、防災、健康・福祉、都市計画など他部署とも連携し、地域の防災・減災力の強化や住民の防災意識や健康被害対策の向上のための情報発信などを実施していくことが必要です。

⑤ レジリエントなまちづくり、脱炭素型まちづくりの推進

近年、気候変動との関連性が指摘されている大雨などの深刻化する自然災害などから、安全・安心な生活を守るため、国や都と連携しながら、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエントなまちづくりを推進していく必要があります。

特に災害時でも自立した電源の確保のため、再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステムなどを活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入していくことで、平時には再生可能エネルギーの利用拡大とエネルギーの有効利用に貢献ができ、災害時にはエネルギーの供給が可能となるため、緩和と適応の両側面を持つ対策として有効です。

また、まち全体が温室効果ガスの排出が少ない構造となるよう、住宅や建物の省エネルギー化やエネルギーの効率的な利用を進めていく必要があるとともに、移動に伴う温室効果ガスの排出の削減に向け、歩行環境や自転車利用の利便性の向上、自動車のZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）化推進のための充電インフラ整備なども必要と考えられます。国や都と連携しながら、脱炭素化のまちづくりを進めていくことが求められています。

<基本方針の考え方・2032年に目指す姿>

—レジリエントなまち— カーボンニュートラルの未来をつくる

区民・事業者のなかで、省エネルギー型・脱炭素型のライフスタイルが定着しており、再生可能エネルギーで作られた電気を利用したり、住宅や建物のエネルギーを無駄なく利用している家庭や事業所が増えています。

まちは歩きやすく、自転車が利用しやすくなっており、まちなかを走る車の多くが環境に配慮した車両です。

大雨による都市型水害などの災害に備えて、適切な情報提供が速やかに行きわたり、すべての人々がどのように行動すべきか理解しています。

気温が高くなる日は、熱中症に備えた行動がとれるようになっています。

<施策の基本的方向>

○温室効果ガスの削減について

東京都の2030年カーボンハーフに準じ、2030年度までに2013年度比で50%削減を目安として、その具体化に必要な施策を検討し推進していく必要があります。

○ライフスタイルの省エネルギー化・脱炭素化の促進

区民や事業者が日常的に取り組める省エネルギー行動の実践や省エネルギー型設備機器等の普及に向けて、情報発信や取組の機会の創出、導入支援などを行い、習慣として定着するよう推進していくことが求められています。また、カーボンフットプリント[※]など温室効果ガス排出量の少ない商品が選択できるよう、情報発信をしていくことも必要です。

さらに、区自らも区有施設においてエネルギー消費量と温室効果ガスの削減に向けて、率先行動としての取組を推進していく必要があります。

※カーボンフットプリントとは、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み。

○積極的な再生可能エネルギーの活用

区の特性を踏まえた再生可能エネルギーを区有施設で率先的に導入していくとともに、家庭や事業所に対して、効果も含めた正しい情報提供と助成制度等の支援により、導入を促進していく必要があります。

また、再生可能エネルギーでつくられた電力利用の普及に向けた啓発を行うとともに、2050年のゼロカーボンシティの実現を目指して他自治体との連携を含めた取組を検討することも効果的と考えられます。

○脱炭素型まちづくりの推進

新築・増改築される戸建住宅やマンション、ビルは省エネルギー性能が高い建物となるよう、法律などに基づく情報発信や設備導入の支援を行い、エネルギー効率の高いまちづくりを推進していくことが求められています。

また、自動車のZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）化推進に向けて、環境に配慮した車両や充電・充填インフラの普及促進、ゼロカーボン・ドライブ（ゼロドラ）の啓発を促進するほか、歩行環境の整備や自転車利用の利便性の向上など、ウォークアブルなまちづくりを推進していく必要があります。

○気候変動適応策の推進

気候変動に伴う影響への備えとして、大雨や台風による河川や内水の氾濫など都市型水害への対策や、ヒートアイランド現象を抑制するための遮熱対策や緑化、熱中症・感染症予防対策などを東京都気候変動適応センターや近隣自治体とも連携し、推進していく必要があります。

また、適応と緩和の両側面を持つ再生可能エネルギーや蓄電池システム、コージェネレーションシステムなどを活用して災害時でも使用できるエネルギーシステムを確保するとともに、区民や事業者の防災意識の醸成や連携の促進により、地域の防災・減災力を強化した災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

2 ものを大切に資源が循環する未来をつくる

<現状と課題>

①ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）の推進
目黒区では、「M（目黒）・G（ごみ）・R（リデュース）・100g」を掲げて、ごみの減量に取り組んでいます。「めぐろ買い物ルール」ではごみをなるべく出さない賢い買い物（スマートショッピング）を啓発するため参加店の登録や取組紹介を行っています。ごみの排出量は、人口増加にもかかわらずわずかな増減で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2019（令和元）年度から増加傾向に転じました。「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の目標値である1人1日当たりごみ量451gの達成のためには、90g程度減らさなければいけません。

引き続き、「3R」に基づくライフスタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量を進めていく必要があるとともに、分別区分に基づくごみの適正な排出の徹底に向けて、分別方法に関する情報発信の充実化など家庭への更なる啓発と事業者への指導が必要です。

② 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2020（令和2）年度で約522万トン発生しているとされており、そのうちの47%が家庭からとなっています。直接廃棄109万トン（44%）、食べ残し105万トン（43%）、過剰除去33万トン（13%）の順で多くなっており（資料：環境省）食品ロス削減のためには、「買すぎない」「作りすぎない」「食べきる」ことが重要です。

2019（令和元）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられました。納品期限の緩和や賞味期限の延長、予約販売など食品・小売・卸売事業者で取組が進められていますが、家庭での対策も求められている状況です。食品ロスの削減は、ごみの発生抑制にもつながることから、啓発策など更なる対策強化が必要です。

③ プラスチックごみの削減

プラスチックは非常に便利な素材ですが、一方で、廃棄物処理や海洋ごみ問題、地球温暖化など様々な地球規模の問題が発生しています。

また、2022（令和4）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、プラスチックの資源循環に向けて取り組むことが求められています。

目黒区では、現在、プラスチック製容器包装の回収・再商品化を実施していますが、それ以外のプラスチック使用製品の回収・再商品化など、プラスチック資源回収量の拡大を目指していく必要があります。また、プラスチックの過剰な使用を抑制するため、使い捨てプラスチック削減をより一層推進していくことが重要です。

<基本方針の考え方・2032年に目指す姿>

—資源が循環するまち— ものを大切に資源が循環する未来をつくる

必要な時に必要な量だけ購入する、使わなくなったものは人に譲る、リサイクルショップに出すなど、ものや資源を大切に作る行動が定着しています。

特に、食品ロスについては、できるだけ削減するという意識が区民や事業者に浸透しています。食品を無駄なく使用するレシピが家庭で普及し、飲食店では食べきれる量を提供するための工夫が柔軟に行われ、家庭・事業者ともに食品ロスの量が減っています。

また、循環経済（サーキュラーエコノミー）※への移行が進展し、持続可能な形で資源を利用する活動が区民・事業者の間で浸透しています。資源は適切に再使用・再生利用されており、資源の分別回収・再商品化が徹底され、ごみの排出量が少ないまちになっています。

※ 循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。

＜施策の基本的方向＞

○ 3Rの取組の推進

3Rの取組の中では、まず「リデュース」に優先的に取り組む必要があります。ごみを出さない意識の醸成とごみを減らすための行動変容を促し、ごみの減量を推進していくことが重要です。特に、食品ロスの削減対策としてフードドライブ支援などの取組を展開し、プラスチックごみの削減対策として使い捨てプラスチックの削減などを推進する必要があります。

次に、「リユース」については、リユース業界団体と連携して区民によるリユースショップの利用を促すほか、リユース容器等の利用促進が必要です。

3つめの「リサイクル」については、資源として回収する品目の見直しや事業者との連携による資源回収・再商品化など、新たな資源循環の手法についても検討していくことが望まれます。

また、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、エシカル消費※の推奨や事業者による環境に配慮した取組などについて情報発信をすることが必要です。

※ エシカル消費とは地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

○ ごみの適正処理の徹底

ごみの分け方、出し方など分別と排出のルール of 徹底に向けて、情報発信と啓発を行うとともに、大規模事業者への排出指導などを行い、不適正排出や不法投棄の防止を推進していく必要があります。

また、高齢者世帯などごみの排出に支援が必要とされるケースに対応するとともに、環境と安全に配慮した適正なごみの収集・運搬・処理に引き続き取り組んでいくことが必要です。

3 身近なみどりをはぐくみ、みどり豊かな未来をつくる

＜現状と課題＞

① みどりの保全・創出と質の向上

目黒区の1人当たりの公園等の面積は、23区内でも3番目に少なくなっています。また、民有地の樹林などまとまったみどりが減りつつあります。

一方、屋上緑化や壁面緑化、生垣などの接道部の身近なみどりは増えており、身近なみどりは、住民に親しみをもたらすと同時に、木陰の提供など健康を含む住民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

民有地の樹林などまとまったみどりの減少を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出などのグリーンクラブ等住民活動への支援のほか、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、住民が木陰のあるまちなかを歩くことでみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

また、みどりの多面的機能は、地域の防災・減災やヒートアイランド対策、雨水の貯留などにも効果があることからグリーンインフラとしてみどりを活用していくことが有効です。

② 身近ないきものの保全と生物多様性の理解の促進

都市部にもかかわらず、区内では多くの野鳥が確認されています。環境省レッドリストに該当するものでは、ミゾゴイ、コアジサシ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、サンショウクイが2010年代に確認されています。東京都区部レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類以上のオオバン、カッコウ、ツミ、ノスリ、フクロウ、アオバズク、アオゲラ、チョウゲンボウ、サンコウチョウ、モズ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、コサメビタキ、ホオジロなども確認されています。

エコロジカルネットワーク^{*}の維持・形成や外来生物への対応を進め、区の在来^{*}のいきものの生息・生育環境を保全していく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様ないきものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。

※エコロジカルネットワークとは、人と自然の共生を確保するため、生態的なまとまりを考慮したうえで、自然地域を有機的につないだ生態系ネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等、多面的な機能が発揮されることが期待される。

<基本方針の考え方・2032年に目指す姿>

一 みどりを感ずるまちー 身近なみどりをはぐくみ、みどり豊かな未来をつくる

まちなかの公園や緑道は地域の特性を活かして整備されており、社寺林や住宅などのみどりが変わらず残されています。まちなかや住宅の庭、事業所の敷地にはみどりや花があふれ、木漏れ日がやさしく、歩くことを楽しむ人が増えています。区のシンボルである目黒川と、その沿川をはじめとする桜は、四季を通して区民へ憩いや潤いを与える場となっています。

まちなかの緑地に雨水が浸透して水が健全に循環しており、大雨などによる浸水被害が減少しています。

季節の野鳥が毎年飛来し、身近ないきものと人がともに暮らしていくことで、暮らしの中で自然の大切さを実感できるようになっています。

<施策の基本的方向>

○ みどりの保全・創出と質の向上

エコロジカルネットワークの形成を目指し、公園等の公共施設、社寺林や住宅などのみどりの保全や創出を進めていく必要があります。

また、生物多様性保全林の取組をはじめとする生態系に配慮したみどりづくりなど、みどりの質の向上に努める必要があります。住民の生活の質の向上への貢献やヒートアイランド対策、雨水の貯留などみどりの多面的機能の活用を進めるとともに、健全な水循環の確保が望まれます。

○都市の生物多様性の確保

「目黒区生物多様性地域戦略」に基づき、区内のいきものの実態の継続的な把握や、いきものがすめるエコロジカルネットワークの維持・形成、外来生物への対応についての普及などを進め、変わりゆく都市環境のなかでの生物多様性の確保に向けた取組を推進していく必要があります。

また、生物多様性の大切さを区民に広く周知するため、地域住民・活動団体・小学校等と連携し学習の機会やいきものとふれあう場の提供が必要です。

4 健康で安心して快適に暮らせる生活環境の未来を守る

<現状と課題>

① 公害防止対策の推進

目黒区では、大気、水質、騒音及び振動について、監視が定期的に行われており、環境基準や要請限度の範囲内に概ねおさまっています。

水質については、目黒川の水質浄化を進めるために、区では2020（令和2）年度に目黒川水質浄化対策計画を策定し、高濃度酸素溶解水供給施設の整備に向けた取組や、ヘドロの除去など、水質改善の取組を行っています。

引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取組の促進を行っていく必要があります。

② 環境美化・マナー対策

目黒区では、「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」を定め、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考えのもと、区、区民、事業者等がそれぞれ主体的に連携してまちの環境美化が進められています。

清掃ボランティア団体のスイーパーズや清掃イベント「We Love めぐる」など地域美化活動によりまちの清潔さやきれいさに対する満足度は向上しています。一方、たばこの吸い殻のポイ捨てや犬のふん放置等の苦情も寄せられており、マナー向上のための啓発を引き続き行うとともに、対策の強化が求められています。

継続的な地域を巻き込んだ環境美化を推進するとともに、区民や事業者のマナー向上・法令遵守の徹底が必要です。

<基本方針の考え方・2032年に目指す姿>

—快適に暮らせるまち— 健康で安心して快適に暮らせる生活環境の未来を守る

空気や川の水はきれいになっており、化学物質などを心配することなく、健康に暮らすことができます。

不快になるようなまちなかの騒音は少なく、ポイ捨てなどのマナーが守られ地域の協力により、ごみが落ちていない美しいまちが維持されています。

<施策の基本的方向>

○安全・安心な生活環境の確保

区民が安全で健康に生活できる環境を確保するため、大気や水質、土壌、化学物質、騒音・振動などの監視や情報発信を行い、国や都と連携しながら環境基準の達成に向けた取組を推進していく必要があります。

また、工場・事業場への規制・指導等を行うとともに、日常の生活音や飲食店の臭気などの生活公害についても、相談への対応や情報提供等を行い、安心して快適に暮らせる生活環境の確保が重要です。

○清潔で美しいまちの維持

ポイ捨てのない清潔で美しいまちづくりに向けて、区民・事業者だけでなく来街者も含めてモラルやマナーを守る意識の醸成や普及啓発を引き続き進めていくことが必要です。区では「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」を定めており条例に基づく指導を徹底するとともに、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考えのもと、区民、事業者等がそれぞれ主体的に連携して取り組んでいるまちの環境美化活動について、引き続き支援を行っていく必要があります。

5 みんなが環境を知り、学び、行動する未来をつくる

<現状と課題>

① パートナーシップによる環境活動の推進

目黒区では、様々な活動団体により環境保全活動が展開されていますが、社会環境が急激に変化しているなか、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。また、気候変動対策や循環型社会の形成は法改正により取組の強化や新たな対策が必要なことから、区民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが有効です。

目黒区では、地域における住民活動が活発なことから、これらの取組を維持し、事業者等も含めたパートナーシップの強化を図っていくことが重要です。

② パートナーシップによる環境教育・環境学習の推進

目黒区では小中学生や子育て世代など次世代に向けた出前講座が展開されているほか、エコプラザにおいてさまざまなテーマの講座・講習会がオンラインを含めて実施されています。一方、環境教育・学習の場や機会の提供に関する施策への満足度は低い状況で、「そういう場があることを知らない」、「時間がない」などの意見が多くなっています。伝わる情報の発信方法を検討するとともに、オンライン、動画など多様なツールで時間を気にせず学べる機会を提供することにより、環境に対する興味や理解を深め、地域の環境活動への参加へとつながることが理想です。

また、地域住民を含めた環境教育活動や、区内企業による出前講座などパートナーシップによる企画型の環境講座などにより、活性化を図ることが必要となっています。

③ 未来の担い手との活動の充実

目黒区では、地域の環境活動の推進役となる環境推進員養成講座・交流会を実施しており、地域における自主的な環境活動につながっています。

区内では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、後継者の確保などの問題が今後生じることが懸念されます。

そのため、未来を担う学生が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境保全活動の未来の担い手との活動を拡げていく必要があります。

④ パートナーシップによる環境関連情報の発信

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があるほか、区民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

より多くの区民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなPRを行っていく必要があります。興味をもつきっかけは、年代などにより異なることから、ターゲットを明確にしたうえでどのような方法、どのような媒体で効果的に情報が伝わるのか検討する必要があります。また、情報発信のパートナーとして、区内の小売店や飲食店などにも協力を依頼することにより、発信者を増やしていくことも効果的と考えられます。

<基本方針の考え方・2032年に目指す姿>

ーパートナーシップで取り組むまちー **みなが環境を知り、学び、行動する未来をつくる**

区民一人ひとり・事業者が環境について学び、考え、環境にやさしい暮らし方や事業活動が定着しています。

区民や事業者がそれぞれの役割を担い、互いの特性を活かしながら協力・連携して環境についての情報発信や、環境を保全する活動に取り組んでいます。

環境活動のネットワークが形成され、区全体への普及啓発が進んでいます。

<施策の基本的方向>

○継続的な環境教育と学習機会の充実

未来を担う児童・生徒への学校での環境教育の継続的な推進に向けて、SDGsなど多様な視点を踏まえた環境教育を進めていくことが必要です。

また、ICTを活用して場所や時間を気にせず参加できる機会や、幅広い世代の学習機会を創るとともに、地域住民や区内企業とのパートナーシップによる環境学習の機会の提供を推進していくことが求められています。

このほか、宮城県角田市や気仙沼市などの友好都市と連携した環境学習を推進していくことが望まれます。

○環境活動の支援

学びの機会が地域の環境活動の実践へとつながるよう、環境活動の推進役や環境活動団体の地域での活動の支援を行うとともに、それらのネットワーク化を図り、より多くの区民や事業者の参加を促進していく必要があります。

また、地域の活動団体の取組や手軽に取り組める環境行動について、パートナーシップでの情報発信を行い、より多くの区民や事業者が情報に触れる機会をつくる必要があります。

以 上